

政策整理番号 22

### 評価シート(B)

対象年度	H17	作成部課室	教育庁障害児教育室	関係部課室	
------	-----	-------	-----------	-------	--

政策番号	3 - 7 - 1	政策名	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進
------	-----------	-----	---------------------

施策番号	3	施策名	障害児教育の充実
------	---	-----	----------

#### A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

【政策評価指標達成状況から】有効  
 ・指標名: 県立盲・聾・養護学校在籍児童生徒が、居住地等の小・中学校において、児童生徒と学習活動を通じ交流した割合 達成度 A  
 ・平成17年度に居住地校学習推進事業を実施したのは、盲・ろう・養護学校17校のうち、ろう学校1校と養護学校10校であり、小・中学部に在籍している児童生徒717人のうち94人が交流した。受入対象小・中学校は73校で、交流回数は延べ338回であった。県立盲・聾・養護学校在籍児童生徒が、居住地等の小・中学校において、児童生徒と学習活動を通じ交流した割合は13.1%であり、目標値を1.8ポイント上回った。  
 【県民満足度(政策)の推移から】概ね有効  
 ・満足度(中央値)は50点で、満足度60点以上の割合は44.5%であり、概ね有効であったと判断する。  
 【社会経済情勢を示すデータの推移から】有効  
 ・21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議から「21世紀の特殊教育の在り方について」の最終報告(平成13年1月)が出された。  
 ・今後の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議から「今後の特別支援教育について」の最終報告(平成15年3月)が出された。  
 ・閣議決定による「障害者基本法」(平成14年12月)及び「障害者基本法」の改正(平成16年6月)があった。  
 ・中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申(平成17年12月)が出された。  
 ・本施策は教育分野におけるノーマライゼーション社会の実現に向けての取組の一環であり、社会経済情勢に合致している。また、本県が障害児教育の充実のために取り組んでいる「共に学ぶ教育」は「みやざらしい教育」の大きな柱の一つに据えており、本施策は極めて重要である。

【総括】  
 ・政策評価指標及び社会経済情勢を示すデータの推移から有効と判断するが、県民満足度は概ね有効であり、総合的に概ね有効である。

#### 施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	障害児教育充実事業(3事業で構成)	6		
2	重	共に学ぶ学習システム整備事業(2事業で構成)	7		
3	重	共に学ぶ教育研修充実事業	8		
4	重	養護学校医療的ケア支援事業	9		
5			10		

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

#### B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

【国,市町村,民間団体との役割分担】適切  
 ・(国)文部科学省は、従来の障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒等一人一人の教育的ニーズに応じて適切な教育支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることとし、さらに平成17年12月中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申を受けて、制度の見直しを検討している。このことは、教育、福祉、労働など各分野に渡る、ノーマライゼーション社会の実現に向けての取組の一環として位置づけられるものである。  
 ・(県)県では、国の動向を踏まえながら、「障害児教育の充実」を目指し事業群における各事業を中心に施策を展開しているが、さらにこれを進めるため、基本理念を「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」とする「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、「特別支援教育」を推進することとあわせて、ノーマライゼーション社会の一層の推進を図ることとしている。  
 ・(市町村)各事業実施にあたり、児童生徒との交流等で市町村立小・中学校が交流の場となることも多く、養護学校等(県)と互いに連携しながら実施している。  
 ・(民間団体)「宮城県障害児教育将来構想」に関連し、民間団体等と意見交換を行ってきており、各事業実施に当たっては当該校のPTAなどの理解を得ながら進めている。  
 ・本施策に係る事業群は、上記役割分担に沿って設定・実施されており県の関与は適切である。  
 【施策目的を踏まえた事業か】適切  
 ・事業内容は、盲・聾・養護学校において医療的ケアを要する児童・生徒への看護師の派遣や障害のある児童・生徒が小・中学校に就学した場合に適切な教育を受けることができる環境についての調査研究を行う「障害児教育充実事業」、盲・聾・養護学校の児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒や地域の人たちと共に学習活動するための環境を整える「共に学ぶ学習システム整備事業」などであり、これらは、障害のある児童生徒の教育環境の整備充実や障害の有無に関わらず共に地域で学ぶことができる環境づくりを推進することを目的とするものであり、施策目的を十分に踏まえた事業である。  
 【事業間で重複や矛盾がないか】適切  
 ・目的、対象者に応じ事業が適正に設定されており、目的が矛盾する事業はない。  
 【社会経済情勢に適切した事業か】適切  
 ・「障害児教育の充実」は、教育分野におけるノーマライゼーション社会の実現に向けての取組の一環であり、社会経済情勢に合致している。  
 【施策重視度と満足度のかい離が大きいか】(事業の必要性)適切  
 ・重視度が80点に対し満足度が50点であり、かい離が30と非常に高くなっている。県民はこの施策に満足しておらず、この施策実現のために事業を推進する必要がある。

【総括】  
 ・施策目的、県の役割分担、事業体系、社会経済情勢、県民満足度調査から判断して、本施策の事業設定は妥当であり、県の関与は適切と判断する。

施策番号	3	施策名	障害児教育の充実
------	---	-----	----------

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

【施策満足度から】概ね有効  
 ・施策満足度(中央値)は50点で、満足度60点以上の割合は39.3%であり、概ね有効であったと判断する。  
 ・ノーマライゼーションの理念を実現するためには、教育関係者のみならず、広く県民の理解・啓発を進める必要がある。

【政策評価指標達成状況から】有効 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋  
 ・平成17年度に居住地校学習推進事業を実施したのは、盲・ろう・養護学校17校のうち、ろう学校1校と養護学校10校であり、小・中学部に在籍している児童生徒717人のうち94人が交流した。受入対象小・中学校は73校で、交流回数は延べ338回であった。県立盲・聾・養護学校在籍児童生徒が、居住地等の小・中学校において、児童生徒と学習活動を通じ交流した割合は13.1%であり、目標値を1.8ポイント上回った。

【社会経済情勢を示すデータの推移から】概ね有効  
 ・21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議から「21世紀の特殊教育の在り方について」の最終報告(平成13年1月)が出された。  
 ・今後の特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議から「今後の特別支援教育について」の最終報告(平成15年3月)が出された。  
 ・閣議決定による「障害者基本法」(平成14年12月)及び「障害者基本法」の改正(平成16年6月)があった。  
 ・中央教育審議会から「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」の答申(平成17年12月)が出された。

【業績指標推移から】概ね有効  
 ・「障害児教育充実事業(要医療行為通学児童生徒学習支援事業)」の看護師数の数は増加している。  
 ・「障害児教育充実事業(障害児就学支援調査研究事業)」及び「養護学校医療的ケア支援事業」の実施指定校数は横ばいで推移している。

【成果指標推移から】概ね有効  
 ・「障害児教育充実事業(要医療行為通学児童生徒学習支援事業)」の対象児童生徒数及び「養護学校医療的ケア支援事業」の有資格養護教諭数は増加している。  
 ・「障害児教育充実事業(障害児就学支援調査研究事業)」の対象児童生徒数は横ばいで推移している。  
 ・その他事業は平成17年度新規事業又は休止事業であるため、効果は確認できない。

【総括】  
 ・政策評価指標からは有効と判断するが、それ以外の指標からも事業の有効性が伺える。総合的に判断して、事業の有効性は概ね適切であると判断する。  
 ・ノーマライゼーションの理念を実現するためには、教育関係者のみならず、広く県民の理解・啓発を進める必要がある。

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的	概ね効率的	課題有
-----	-------	-----

【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】該当なし  
 ・政策評価指標は平成17年度に見直しをしたものであるため、推移については判定できない。

【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】概ね効率的  
 ・客観的に分析できる社会経済情勢データがないことから判定は難しいが、ノーマライゼーション社会の実現という社会情勢の流れの方向と業績指標の推移と相関が認められることから概ね効率的と判定する。

【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】効率的  
 ・「障害児教育充実事業」及び「養護学校医療的ケア支援事業」で事業の効率性が向上しており、効率的であると判定する。  
 ・その他事業は平成17年度新規事業又は休止事業であるため、判定できない。

【総括】  
 ・政策評価指標からは判断できないが、社会経済情勢データからは概ね効率的、効率性指標からは効率的と判断でき、総合的に概ね効率的だと判断する。

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

・B - 1 施策目的、県の役割分担、事業体系、社会経済情勢、県民満足度調査から、本施策の事業設定は妥当であり、県の関与は適切である。  
 ・B - 2 全ての指標から事業の有効性は伺え、概ね適切である。  
 ・B - 3 社会経済情勢データ及び効率性指標から判断して、概ね効率的である。  
 ・B - 1 ~ 3 の各項目を総合的に判断し、「概ね適切」と判断した。  
 ・ノーマライゼーションの理念を実現するためには、教育関係者のみならず、広く県民の理解・啓発を進める必要がある。

政策整理番号 22

事業分析カード(業績)

対象年度	H17	作成部課室	教育庁障害児教育室	関係部課室	
------	-----	-------	-----------	-------	--

政策番号	3 - 7 - 1	政策名	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進		
------	-----------	-----	---------------------	--	--

施策番号	3	施策名	障害児教育の充実		
------	---	-----	----------	--	--

活動(事業) / 活動(事業)によりもたらされた結果								
事業番号	事業名 【担当課室名】	H17 事業費 (千円)	事業の対象 (誰・何を対象として、具体的に)	事業の手段(内容) (何をしたのか、具体的に)	業績指標名 (事業の活動量。「事業の手段」に対応)	事業費(千円)		
						H15	H16	H17
1	障害児教育充実事業 (要医療行為通学児童生徒学習支援事業) 【障害児教育室】	80,971	盲・聾・養護学校の児童生徒	医療的ケアを必要とする児童生徒が通学する県立養護学校に看護師を派遣した。	派遣看護師数	35 89,798 3.9E-04	39 77,637 5.0E-04	43 80,971 5.3E-04
1	障害児教育充実事業 (障害児就学支援調査研究事業) 【障害児教育室】	7,103	小学校の障害のある児童	障害のある児童が通常の学級で学習する場合の課題、教育のあり方についての調査研究を市町村教育委員会に委嘱した。	実施指定校数	3 7,766 3.9E-04	3 7,463 4.0E-04	3 7,103 4.2E-04
1	障害児教育充実事業 (障害児地域教育充実事業) 【障害児教育室】	0	休止					
2	共に学ぶ学習システム整備事業(学習システム整備モデル事業) 【障害児教育室】	119,283	小・中学校	障害の状況に応じ当該学級への複数教員の配置や学習支援室への担当教員の配置、また介助員等の配置や施設改修に要する費用の一部補助を行った。	モデル事業実施校数			19 119,283 1.6E-04
2	共に学ぶ学習システム整備事業(居住地校学習推進事業) 【障害児教育室】	2,987	盲・聾・養護学校及び小・中学校	担任等が児童生徒の受入校へ同行し、個別指導計画に基づき受入校担任等と連携して指導にあたり、指導方法や校内体制の在り方等を検討した。	実施盲・聾・養護学校数			11 2,987 3.7E-03
3	共に学ぶ教育研修充実事業 【障害児教育室】	1,400	小・中学校等の障害児担当教員等	コーディネーター研修や障害児担当教員等実践研修、管理職研修を行った。	研修参加者数			1,526 1,400 1.1E+00
4	養護学校医療的ケア支援事業 【障害児教育室】	11,289	養護学校の児童生徒及び養護教諭等	看護師資格を有する養護教諭が医療的ケアを実施する体制を整備するため、巡回指導医や訪問看護師を派遣した。	実施指定校数		6 11,832 5.1E-04	6 11,289 5.3E-04
6	[ ]							
7	[ ]							
8	[ ]							
	[ ]							
	[ ]							
	事業費合計	223,033						

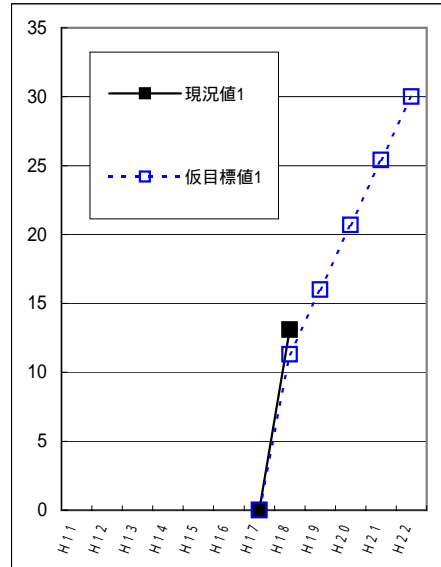


対象年度	H17	作成部課室	教育庁障害児教育室	関係部課室	
政策番号	3 - 7 - 1	政策名	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進		
施策番号	3	施策名	障害児教育の充実		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位						
県立盲・聾・養護学校在籍児童生徒が、居住地等の小・中学校において、児童生徒と学習活動を通じ交流した割合		%						
目標値	難易度	H17	11.3					
		H22	30					
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
測定年	H17						H17	H18
現況値 (達成度判定値)	0						0	13.1
仮目標値								11.3
達成度								A

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

県では、「障害児教育の充実」を目指し、基本理念を「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する」とする「宮城県障害児教育将来構想」を策定し、「特別支援教育」を推進することと併せて、「ノーマライゼーション社会の一層の推進を図る。」  
 盲・聾・養護学校の児童生徒が居住地等の小・中学校の児童生徒と共に学習活動を実施することにより、共に地域で学ぶことができる環境づくりを推進するものである。

(3) 施策満足度の推移

年度	H17	参考: 第2~4回の推移					
施策重視度(中央値、点) A	80	H16	H15	H14			
施策満足度(中央値、点) B	50	79.5	80	80			
かい離 A-B	30	60	55	60			
		19.5	25	20			
満足度60点以上の回答者割合(%)	39.3	満足度60点以上の回答者割合	57.1	45.2	50.9		

第5回県民満足度調査は調査票の様式を見直し実施しました。第2~4回の調査結果は第5回の調査結果と同列に扱うことができないため、参考記載としています。

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し

達成度: A  
 ・平成17年度に居住地校学習推進事業を実施したのは、盲・聾・養護学校17校のうち、ろう学校1校と養護学校10校であり、小・中学部に在籍している児童生徒717人のうち94人が交流した。受入対象小・中学校は73校で、交流回数は延べ338回であった。県立盲・聾・養護学校在籍児童生徒が、居住地等の小・中学校において、児童生徒と学習活動を通じ交流した割合は13.1%であり、目標値を1.8ポイント上回った。  
 ・主な実施内容としては、通常の学級への授業参加(ろう学校、病弱養護学校、肢体不自由養護学校)や行事参加、特殊学級への授業参加(知的障害養護学校、肢体不自由養護学校)であった。  
 ・参加した児童生徒は学習意欲が向上し自信につながり、地域における友人関係が拡大して居住地への所属意識が生まれ、周囲の児童生徒等においては障害児に対する理解の促進が図られたという成果が上がっている。また、盲・聾・養護学校職員と小・中学校職員とのネットワークが形成され、特別支援教育推進の契機となった。  
 ・盲・聾・養護学校在籍する児童生徒の保護者には交流を希望する者が多くいると予想され、今後も実施校及び対象児童生徒数の拡大を図っていく。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】  
 ・本指標は、「宮城県障害児教育将来構想」の基本理念である「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」ための環境整備を推進するためのものであり、施策目的を十分に踏まえたもので適切である。

存続

要検討

# 施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 22

対象年度	H17	作成部課室	教育庁障害児教育室	関係部課室	
政策番号	3 - 7 - 1	政策名	個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進		
施策番号	3	施策名	障害児教育の充実		

## C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

[政策評価] 施策群設定の妥当性, 施策群の有効性  
・該当なし

[施策評価] 事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性  
・事業群設定の妥当性は適切, 事業群の有効性及び効率性は概ね適切と判断され, 総合的に概ね適切と判断される。  
・県では, 国の動向を踏まえながら, 「障害児教育の充実」を目指し事業群における各事業を中心に施策を展開しているが, さらにこれを進めるため, 基本理念を「障害の有無によらず, 全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育を子どもや保護者の希望を尊重し展開する。」とする「宮城県障害児教育将来構想」を策定し, 「特別支援教育」を推進することとあわせて, ノーマライゼーション社会の一層の推進を図るため, 教育関係者のみならず, 広く県民の理解を求めるとともに意識啓発を推進する。

## C - 2 施策・事業の方向性

### 施策の次年度(H19年度)の方向性とその説明

方向性	<b>拡充</b>	維持	縮小
-----	-----------	----	----

[方向性の理由]

- ・「個性・創造性・豊かな心を培う教育の推進」の政策は, 政策重視度が80点で高い。
- ・施策重視度が80点, 施策満足度が50点, よってかい離が30点と非常に高くなっており, 県民はこの施策の必要性を強く感じていると判断できる。
- ・少子化の進展で児童生徒数が減少する中で, 盲・聾・養護学校の児童生徒数は僅かではあるが増加している。

[次年度の方向性]

- ・次年度以降も「宮城県障害児教育将来構想」実現のため, 施策の更なる拡大が必要である。
- ・国においても「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を図る方向性が示されるなど, 障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた質的な充実も必要となっている。
- ・教育関係者のみならず, 広く県民の理解を求めるとともに意識啓発を推進し, ノーマライゼーション社会の一層の推進を図る。

### 主要事業・重点事業の次年度(H19年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名	H17決算見込額(千円)	方向性	方向性に関する説明
1	主	障害児教育充実事業(要医療行為通学児童生徒学習支援事業)	80,971	維持	対象児童生徒数は今後は横ばいで推移すると予想される。また, 巡回指導医等による支援体制も必要なことから, 「養護学校医療的ケア支援事業」と統合し, 「医療的ケア推進事業」として継続して事業を実施していく。
1	主	障害児教育充実事業(障害児就学支援調査研究事業)	7,103	廃止	平成15年度からの3ヶ年事業であり, 平成17年度で終了した。
1	重	障害児教育充実事業(障害児地域教育充実事業)	0	維持	平成16, 17年度は該当なしであり, 今後は施策の中で幅広く継続について検討していく。
2	重	共に学ぶ学習システム整備事業(学習システム整備モデル事業)	119,283	維持	対象児童生徒数の増加は考えられるが, 実施する小・中学校については現在のモデル事業実施校において継続して事業を実施していく。
2	重	共に学ぶ学習システム整備事業(居住地校学習推進事業)	2,987	拡充	交流及び共同学習を希望する児童生徒の保護者が多いと予想され, 実施校及び対象児童生徒数の拡大を図る。
3	重	共に学ぶ教育研修充実事業	1,400	維持	共に学ぶ教育への理解を深めるとともに, 知識の習得及び実践力の育成を図るため, 継続して実施する。
4	重	養護学校医療的ケア支援事業	11,289	維持	巡回指導医等の支援体制が必要なことから, 現在の指定校において継続して事業を実施していくが, 「要医療行為通学児童生徒学習支援事業」と統合し, 「医療的ケア推進事業」として実施していく。
5					
6					
7					
8					
9					
		合計	223,033		